

中国電力株式会社島根原子力発電所原子炉施設保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第2103232号

令和3年3月23日

原子力規制庁

．審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和3年1月6日付け電原運第2020-97号をもって、中国電力株式会社（以下「申請者」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき申請された島根原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「島根保安規定」という。）変更認可申請書が、原子炉等規制法第43条の3の24第2項第1号に定める発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するかどうか、同項第2号に定める核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第43条の3の24第2項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。

．申請の概要

申請者が提出した島根保安規定変更認可申請書によれば、変更の概要は以下のとおりである。

- 1．島根原子力発電所2号炉原子炉棟大物機器搬入口の耐震対策工事に伴う管理区域の変更
2号炉原子炉棟大物機器搬入口の耐震対策工事に伴い、関連する管理区域図を変更する。

．審査の内容

- 1．原子炉等規制法第43条の3の24第2項第1号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

- 1．島根原子力発電所2号炉原子炉棟大物機器搬入口の耐震対策工事に伴う管理区域の変更
保安規定に定める管理区域図について、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項の内容等と整合している

こと。

- 2 . 原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項第 2 号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

なお、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項第 2 号に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであること」に該当するかどうかについては、実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原規技発第 1 3 0 6 1 9 8 号（平成 2 5 年 6 月 1 9 日原子力規制委員会決定。以下「保安規定審査基準」という。））を基に判断した。

また、ここで用いる号番号は、特に断りのない限り実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 5 3 年通商産業省令第 7 7 号）第 9 2 条第 1 項各号を表している。

1 . 島根原子力発電所 2 号炉原子炉棟大物機器搬入口の耐震対策工事に伴う管理区域の変更

(1) 第 9 号（管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等）

第 9 号について、保安規定審査基準は、管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること等を求めている。

規制庁は、本申請が管理区域図のみの変更であり、その内容が 2 号炉の原子炉棟大物機器搬入口の耐震対策工事に伴い、大物機器搬入口の管理区域を解除し、大物搬入口内扉を新たな管理区域境界として設定していること、管理区域の解除に当たっては、管理区域に係る基準値を超えていないことを確認したうえで解除を行うとしていること等を確認したことから、第 9 号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。